5 日中の活動と住まいの支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外で、日中の活動を支援する制度です。

(1) そらいろやまがた(デイケア)

精神障がい者等の社会復帰を支援するため、相談、作業、調理等の活動を行っています。

- ◆内 容 ・毎月2回の年12回 (基本的に金曜日)
 - ・障がい者等との交流会、パンづくり、バランスボール等のスポーツ 等
- ◆場 所 保健福祉センターいちいの里ほか
- ◆窓 □ 山形村役場 保健福祉課 97-2100
- ※日程・場所が変更になる場合があります。参加については事前にご相談ください。

(2) 公営住宅への優先入居

障害者手帳をお持ちの方又はその方と同居する世帯は、優先的に入居できるよう配慮した入居者選考制度が設けられています。(県営住宅のみ)

また、障害者手帳をお持ちの方は、60歳未満(経過措置があります。)でも単身で入居できる場合があります。

公営住宅には身体障害者専用にバリアフリー等に配慮した部屋が設けられています。 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

- ◆優先入居対象 身体障がい者手帳1級から4級、療育手帳の判定が重度又は中程度、精神 障がい者保健福祉手帳1級又は2級に相当する障がいのある方
- ◆窓□

【県営住宅】 長野県住宅供給公社松本事務所 松本市大字島立988-1 電話47-0240

(3) 山形村障害者等自立支援事業

地域で生活する障害者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、就 労や活動の機会を設けたり、その活動等について必要な知識や能力を向上するために必要 な支援を行います。

- ◆対 象 者 村内に居住されている概ね18歳以上で障害や難病をお持ちの方で、障害 福祉サービス等を利用できない方。
- ◆窓 □ 山形村社会福祉協議会(地域交流センターすばる) 電話87-8754